

消防救急デジタル受令機の取得について

消防救急無線からのデジタル信号による通信の受信を可能とする消防救急デジタル受令機を配置するため、次の消防救急デジタル受令機を買い入れる。

- 1 物 件 消防救急デジタル受令機 (DJ-XF7) 738台
附属機器 一式
- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番2号
富士通ネットワークソリューションズ株式会社
- 3 契約金額 55,125,000円
- 4 納入期限 平成26年3月20日

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

消防救急デジタル受令機を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。